

技術と環境の調和を求めて

鹿島道路の環境関連技術

有害物質が人体や生態系に及ぼす影響が明らかになってきたことで、世の中の環境に対する関心が高まり、水質汚濁防止法にはじまり、土壌・地下水環境基準、調査・対策指針、条例・指導要綱等規制の整備・強化、更に平成15年2月15日、土壌汚染対策法が施行されました。

環境への意識の変化により、ISO14000Sの認証取得する企業が増加しており、企業者の責務としての取組みとして、土地売却時の土壌汚染調査が一般化してきました。

鹿島道路では、『ドラムソイル工法』、『土壌中和処理工法』、『廃棄物選別処理工法』等の環境関連技術をとおり、地域環境の修復・保全に積極的に取り組んでいます。



ドラムソイル工法

- 油汚染土壌を乾燥ドラム内にて低温で加熱することにより油成分を揮散・分解し土壌を浄化します。
- 灯油、軽油等の軽質油に汚染された土壌の浄化に適しており、短期に大量の処理が可能です。
- 砂質汚染土壌の浄化に最適ですが、シルト質土壌、粘性土壌にも対応できます。
- 周辺環境に配慮した低騒音・低振動工法で、排出ガスも、集塵・脱臭されたクリーンなガスです。



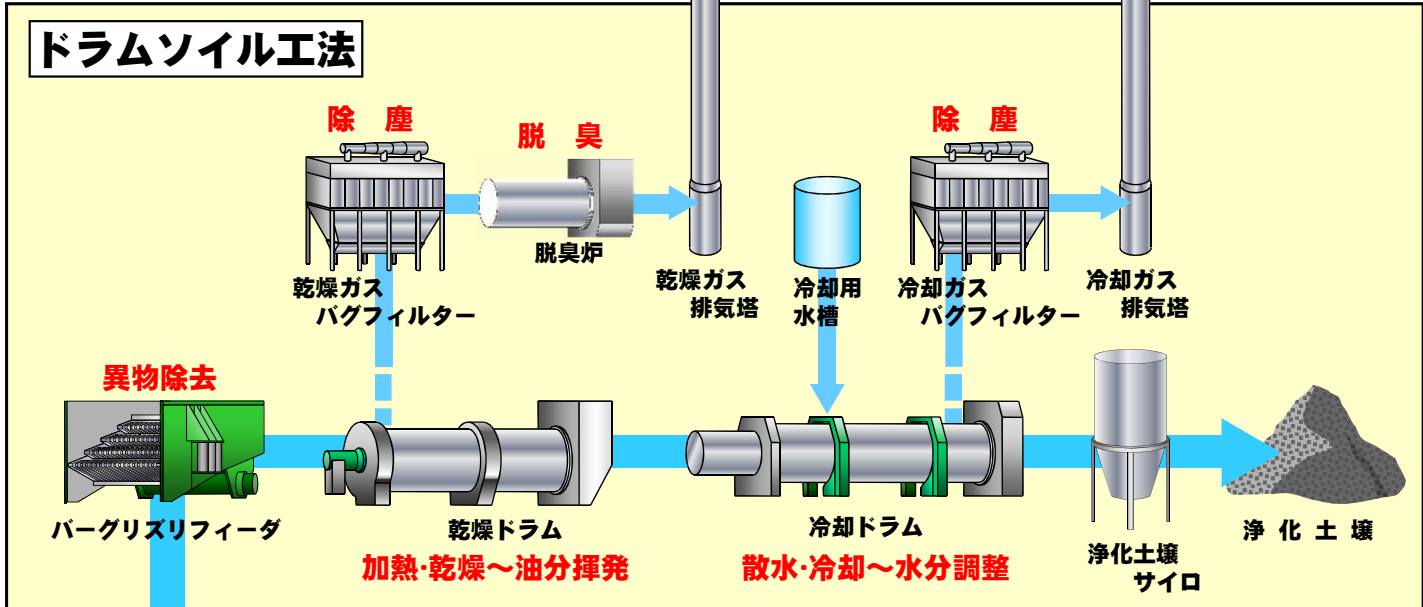
土壌中和処理工法

- 特殊薬剤と土壌を均一混合することにより高pH或いは、低pHの土壌を中和し科学的に安定させます。
- 中和することにより、鉛・砒素などの不溶化の効果も見込まれます。



廃棄物選別処理工法

- 埋立廃棄物を掘り起こし、廃棄物(可燃・不燃)と有価物に選別し、各基準にしたがって適正に再利用または処理・処分を図る工法です。
- 不法投棄の現状回復や廃棄物最終処分場の再生に適用出来ます。



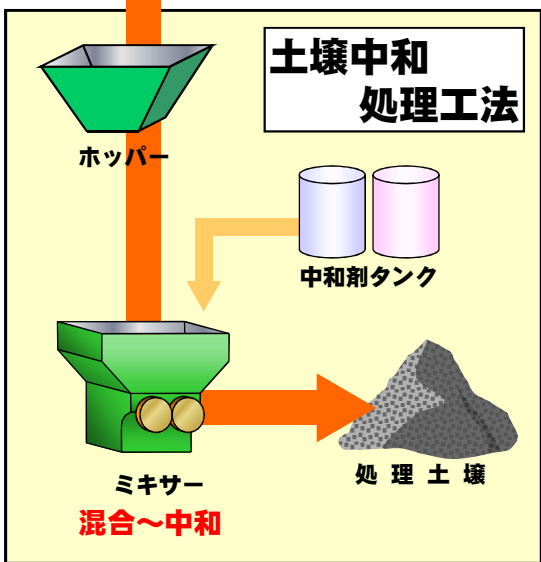
油汚染土壌



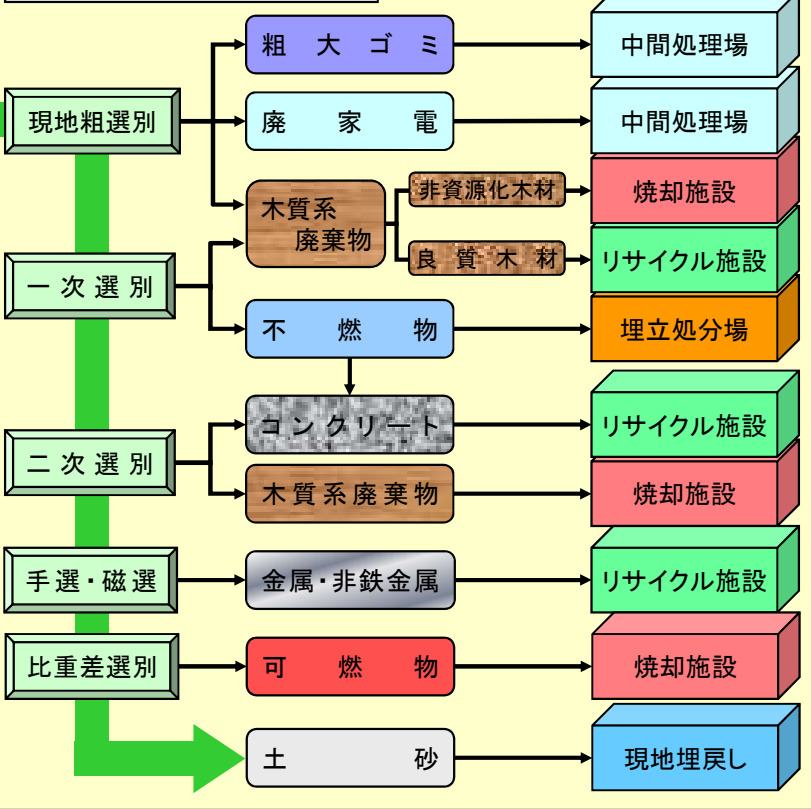
有害物質によって汚染された土壌は汚染土壌ですが、汚染土壌は廃棄物ではありません
 また、油は土壤環境基準・地下水環境基準の項目に入っていませんが、実際は、油で汚染された土地を売却する時には対策が必要です

高PH土壌
低PH土壌

混合廃棄物



廃棄物選別処理工法 (選別フロー例)



地球にやさしい技術力

鹿島道路株式会社

<http://www.kajimaroad.co.jp>

本店 〒112-8566 東京都文京区後楽1-7-27(後楽鹿島ビル)
 技術部 03-5802-8340 技術営業部 03-5802-8011
 北海道支店 011-699-7744 東北支店 022-216-8501 関東支店 048-872-8001
 東京支店 03-5802-8021 横浜支店 045-312-8061 北陸支店 025-243-3851
 中部支店 052-204-0770 関西支店 06-6910-3701 中国支店 082-567-4567
 四国支店 087-885-5800 九州支店 092-451-4356 技術研究所 042-483-0541

担当者